

令和7年9月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和7年9月22日（月） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年9月22日（月） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

3 番議員 高 木 幸 広

5 番議員 鈴 木 哲 司

7 番議員 佐 藤 明 孝

9 番議員 岡 戸 章 夫

11 番議員 中 根 信 一 郎

2 番議員 小 澤 由 彦

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

6 番議員 清 水 健 一

8 番議員 川 岸 和 花 子

10 番議員 加 藤 久 幸

12 番議員 西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

教 育 長 野 口 和 英

危機管理課長 鈴 木 知 寿

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

副 町 長

総 務 課 長

政策企画課長

税 務 課 長

村 松 弘

平 田 章 浩

鈴 木 勇 登

長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

議案第50号 森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について

議案第51号 森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第54号 令和7年度森町一般会計補正予算（第5号）

議案第55号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和7年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第57号 東遠学園組合規約の変更について

認定第1号 令和6年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 6 号 令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 令和 6 年度森町病院事業会計決算認定について
- 発議第 4 号 議員定数等調査特別委員会の設置について
- 議案第 58 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）

<議事の経過>

- | | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>（ 中根信一郎 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>それでは、日程に入ります。</p> <p>日程第 1 から日程第 7 までの議案 7 件を一括議題とします。</p> <p>本件は、いずれも 9 月 9 日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。</p> <p>初めに、第一常任委員会委員長、佐藤明孝君。</p> <p>登壇願います。</p> |
| 7 番議員 | <p>（ 佐 藤 明 孝 君 ）第一常任委員会委員長の佐藤明孝です。</p> <p>第一常任委員会委員長報告をいたします。</p> <p>去る 9 月 9 日の本会議において第一常任委員会に付託されました案件は、議案第 50 号「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について」、議案第 51 号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 52 号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」、議案第 56 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」、議案第 57 号「東遠学園組合規約の変更について」以上、議</p> |

案6件であります。

付託された議案審査のため、去る9月11日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

9月11日午前9時29分、委員会室において委員全員の出席、当局から副町長出席のもと、委員会を開会いたしました。

議長、副町長から御挨拶をいただいた後、付託の議案審査に先立ち町営住宅天宮団地西側斜面災害復旧事業外1か所の視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場委員会室に戻り、審査の方法を確認後、教育長から御挨拶をいただき、社会教育課所管事項の審査に入りました。議案第54号「令和7年度森町一般会計補正予算（第5号）」に係る社会教育課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「遠州の小京都リノベーション推進事業の浄化槽汚泥・清掃手数料30千円は、旧藤江勝太郎家の浄化槽か。」との問いに、「今回寄附をいただく土地の浄化槽清掃と汚泥の抜き取り費用となる。」との答弁でした。「隣接地の建物解体工事に関し、隣家等への説明はどうか。」との問いに、「隣家への説明は事前に行った。工事に着手する際には、業者と一緒に工事内容の説明に伺う。」との答弁でした。「宅地と家屋が寄附で、畑が購入になった経緯は。」との問いに、「所有者とは宅地、畑共に購入ということまで交渉していたが、所有者から『勝太郎家と地続きである宅地は寄附、畑は売買としたい。』との申出を受けたことから今回の形になった。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で社会教育課の審査を終了しました。

次に、議案第54号「令和7年度森町一般会計補正予算（第5号）」に係る学校教育課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「宮園小学校・森小学校調理場調理等業務委託料について、債務負担行為が3年に渡り、253,000千円が計上されているが、この金額は毎年度かかるのか、3年間

の合計金額か。」との問いに、「3年間の合計金額となる。」との答弁でした。「3年の業務委託契約で、物価高騰等で値段の変動が生じた場合はどのように対応するのか。」との問いに、「業者の見積もりを参考に、主に人件費の伸びを考慮した債務負担行為としている。」との答弁でした。「森小学校の防球ネットの高さについて、6メートルで足りるのか。」との問いに、「以前、森小学校で練習をしていた少年野球チームは、現在グラウンドを使用しておらず、体育の授業での利用が中心。ボール使用の場合はグラウンド中心部での利用を計画しているため、十分に防球の役目を果たせると考えている。」との答弁でした。「道路沿いに設置する防球ネットの長さはどうか。」との問いに、「現在の長さは60メートルであるが、新設は70メートルとする予定。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で学校教育課の審査を終了しました。

次に、議案第52号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」に係る危機管理課所管事項についてを議題とし、質疑に入りました。「天方総合センター設置に伴い、地元住民からの意見等が条例に反映されているか。」との問いに、「天方地区町内会長連絡協議会の人には、総合センター設置の関係条例や園田総合センター、飯田総合センターの使用事例や使用料金設定等を参考として、説明した。併せて今後の予定等も説明しているが、概ね了解されているものと認識をしている。」との答弁でした。「既存の天方生活改善センターからの荷物の運び出しについて、天方地区町内会長連絡協議会の意向等が反映されているか。」との問いに、「天方総合センターで利用できる荷物の搬入が予定されている。荷物の搬入については、地元の町内会長連絡協議会の意向に沿った方向で進めている。」との答弁でした。「天方総合センターが設置されれば、そこが避難所となるのか。」との問いに、「緊急避難場所及び避難所として指定予定である。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で危機管理課の審査を終了しました。

次に、病院長の御挨拶をいただいた後、議案第 56 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「病院職員のユニフォームのリース期間が 3 年から 5 年に変更されているが、変更理由を伺う。」との問いに、「医師や看護師、薬剤師など医療従事者のユニフォームのリース料である。現在の契約も 5 年の期間となっている。契約期間を 3 年から 5 年に変えるものではない。長期契約をすることにより、費用を抑えられると見込んでいる。内容はクリーニングや被服の補修修繕等で、メンテナンスも含まれ、リース料は単価×利用人数。毎日の交換が原則だが、治療や手術等で血液等が付着する時があるので、1 日で複数枚着用する場合もある。」との答弁でした。「医事業務委託は本年度末で終了だが、その後の委託は。」との問いに、「森町病院と家庭医療クリニックの外来の窓口業務、会計窓口業務、診療報酬請求業務の医事業務を外部委託している。次期契約期間は令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間となる。」との答弁でした。「医事業務委託料が約 3,000 万円増加しているのは、人件費の高騰か、増員のためか。」との問いに「人件費の高騰によるものが主な原因である。現在の委託内容で契約をした場合、現在の委託業者 22 人の人件費が 1.2 倍から 1.3 倍に高騰している。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で公立森町病院の審査を終了しました。

次に、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」に係る健康こども課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「児童手当費 138 千円の返還金について、追加交付金が約 29 万円あるが、それよりも少ない返還金に対して補正を組む理由は。」との問いに、「児童手当については、令和 6 年 10 月の制度改正により交付金の財源が変わり、子ども・子育て支援特例公債、子ども・子育て拠出金、国費の三つの財源により構成されるようになった。この三つの財源ごとに区分して計上する必要があり、財源間の相殺はできない。したがって、

今回、国からの返還要請に基づき、補正計上した。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で健康こども課の審査を終了しました。

次に、議案第 52 号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」に係る財政課所管事項についてを議題とし、質疑に入りました。「天方生活改善センターの使用期限はいつ頃までか。」との問いに、「天方生活改善センターの指定管理の契約が令和 7 年度末までとなっているので、令和 8 年 3 月 31 日までは利用可能。」との答弁でした。「今の建物は今後どうしていくのか。」との問いに、「今の建物は廃止、解体する方向で考えている。その後の跡地については、これからの検討事項である。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」に係る財政課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「町営住宅天宮団地西側斜面災害復旧事業について、当初予算、補正予算を合わせて約 730 万円が計上されているが、復旧工事費としてはどのくらいを見込んでいるか。」との問いに、「おおよその事業費とすると、数千万円はかかるものと考えられる。工事の方法や対策の方法等で金額が変わるため、実施設計の中で詳細を練る必要があり、今の段階では分からない。今後、設計業務を進める中で工法等を検討し、必要額について予算計上をしていきたい。」との答弁でした。「事業費が数千万円となった場合でも、災害復旧事業債として計上できるのか。」との問いに、「町営住宅天宮団地西側斜面災害復旧事業が町営住宅保護のための行政財産の災害復旧事業として地方債の対象事業とする協議が整ったためであり、復旧工事についても起債対象事業として見込んでいる。」との答弁でした。「起債対象事業と認められるための定義は。」との問いに、「地方財政法第 5 条に地方債をもって財源とすることが出来るものが規定されている。起債の対象とする事業では、災害復旧事業や防災・減災対策、自然災害の防止対策、公共事業等

があり、それぞれ目的に沿った事業が起債の対象事業となる。今回は、元々普通財産の土地であったが、町営住宅の保護に必要とする敷地であると判断して行政財産に移管しており、公共施設等の災害復旧事業として起債の対象事業とすることができた。」との答弁であった。「NHK受信料金の未払いについて、今後の対応と予算付けの考えがあるか。」との問いに、「今回の対象車両は10台。9台については今後テレビが視聴できなくなる措置を考えている。残りの1台は町長車で、緊急時に情報等を得る必要性があることから、受信契約を継続する予定である。今回の未払い分については、9月分まで支払う見込みで、10月分以降については、アンテナを取り外して、テレビが視聴できなくなる措置をとる方向でNHK側と協議しているため、10月以降の支払い義務は生じない予定。また、契約を継続する1台分の受信料は本年度分で年額8,650円である。」との答弁でした。「遠州の小京都リノベーション推進事業の平和祈念碑建立工事がふるさと応援基金から繰り出されているが、その背景は何か。」との問いに、「ふるさと応援基金は、ふるさと応援寄附金を積み立てており、寄附時に選択できる寄附金の使い道が『移住交流促進活性化事業』、『遠州の小京都まちづくり事業』、『子育て・教育関連事業』、『町長におまかせ』の4種類となっている。基金を取り崩す際には、寄附を受けた際の使い道に沿った事業であるかを確認したうえで、最終的に町長に意向を確認し、事業の財源としている。平和祈念碑は庵山公園の関係から遠州の小京都リノベーション推進事業の関連事業と位置づけているが、今回は遺族会からの要望等を踏まえた取組として『町長におまかせ』の事業として基金を繰り入れることとした。」との答弁でした。「商工債の地域活性化事業債9,900千円の設定根拠は。」との問いに、「産業課所管の旧児童館跡地等整備実施設計業務委託料11,000千円の90パーセント分を充当している。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で財政課の審査を終了しました。

次に、議案第 50 号「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について」を議題とし、質疑に入りました。「公務に有用な専門知識や経験を有する者とあるが、森町においてどのような分野で人材が不足しているのか。」との問いに、「森町に限らず一般的に任期付職員の業務職として、IT 関係のシステムエンジニア、法務関係として弁護士、危機管理関係として防災専門官、産業振興関係として企業誘致専門官等、専門的な業務が想定される。町専門職が不足していることから作る条例ではない。現在、役場での専門的な知識、経験を必要とする業務については、正規の職員を採用する。また、職員で足りない部分については、専門的な知識や技術を持つ業者に委託することで確保していたが、今回この条例を制定し、今までの方法以外の方法で専門的知識、経験を持つ者を確保する目的がある。」との答弁でした。「任期付職員を採用した場合、任期付職員の評価はどのようにするのか。」との問いに、「職員の専門的な知識を生かして、特定のプロジェクトに配置された、また短期的な業務に就かせるということであれば、職務の達成度はどうか等、実務評価、人事評価、両面での評価となる。」との答弁でした。「任期付職員は最長 5 年となっているが、5 年を経過した後の再雇用はあるのか。」との問いに、「法律で定められているとおり、最長 5 年。再雇用することはできない。しかし公募によって、同じ人が採用されることはあり得る。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 51 号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」に係る総務課所管事項についてを議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑はなく、以上で総務課の審査を終了しました。

次に、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」に係る福祉課所管事項についてを議題とし、担当課職員から補足説明を受け、質疑に入りました。「遠州の小京都リノベーション推

進事業の平和祈念碑建立工事について、どのような平和祈念碑になるか。」との問いに、「平和祈念碑は森アリーナ東側芝生公園の森小学校側に建立予定。材質は御影石で高さ 1.06 メートル、横幅 1.5 メートル、屋根は付けない。また平和祈念碑には、『平和祈念』『平和への祈り』という文字を入れ、石碑の説明文をステンレス製の板に記載し、それを埋め込むというものを考えている。台座については、幅が 2.2 メートル、奥行き 1.55 メートルを考えている。」との答弁でした。「庵山公園の遺芳塔などの今後の維持管理はどのように考えているか。」との問いに、「現在は遺族会が維持管理をしているが、遺族会は高齢化が進み、維持管理も大変と伺っている。遠州の小京都リノベーション推進会議の中でも今後について検討を行っているが、引き続き検討を進めていく。現在、遺芳塔は社会福祉協議会内の遺族会事務局が管理し、毎月 15 日に参拝できるように解錠し、併せて清掃も行っている。平和祈念碑ができるまでは事務局での管理を考えている。」との答弁でした。

「遺族会はかなりの高齢化が進み、退会する遺族もある。遺族会が平和祈念碑を管理するのは難しいと考えるが、町の考えは。」との問いに、「詳細はまだ決めていないが、町で管理していく予定。」との答弁でした。「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金について、事業所からの応募は。」との問いに、「町から対象事業所に案内を送ったところ、希望した介護施設は、草ケ谷町内会にある『たんより』のみだった。」との答弁でした。「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金は、次年度も継続されるのか、また補助の対象はどのようなものか。」との問いに、「対象は今回の非常用発電機のほかにスプリンクラー設備等の整備、耐震化の整備、大規模修繕、水害対策強化、給水設備の整備、ブロック塀等の改修等である。次年度も採択されるかについては、国の補助金のため、分からない。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 58 号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「就労選択

支援とは、どのような内容か。」との問いに、「現在は、就労移行支援という形で、障害者に対して就労のトレーニング、知識スキルの習得、就職後のサポート、就労のアセスメントという主に４点を支援している。今後は、就労選択支援という新しいサービスを設けて、就労移行支援内で行っている就労のアセスメントのみに特化した支援を行うもの。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で福祉課の審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、それぞれ１件ずつ採決を行いました。審議した議案６件の採決の結果は次のとおりです。

議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５４号、議案第５６号、議案第５７号については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、令和７年９月森町定例議会において、第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審査をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）次に、第二常任委員会副委員長、加藤久幸君。

登壇願います。

10 番議員

（ 加 藤 久 幸 君 ）第二常任委員会副委員長の加藤久幸でございます。

常任委員会当日、委員長が欠席であったため、職務代理者である副委員長が第二常任委員会委員長報告をいたします。

去る９月９日の本会議において第二常任委員会に付託された案件は、議案第５４号「令和７年度森町一般会計補正予算（第５号）」、議案第５５号「令和７年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、以上、議案２件であります

付託された議案審査のため、去る９月１１日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し

上げます。

9月11日午前9時30分、議員控室において委員5人の出席、当局から町長出席のもと、委員会を開会しました。

副議長、町長から御挨拶をいただいた後、付託の議案審査に先立ちマウンテンバイクパーク整備事業外1か所の現地視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場議員控室に戻り、審査の方法を確認後、産業課所管事項の審査に入りました。

議案第54号「令和7年度森町一般会計補正予算（第5号）」に係る産業課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「観光事務費の景観計画の期間はどのくらいか。」との問いに、「観光地エリア景観計画自体に明確な期間の決めはないが、景観計画を作成する中で短期区分は3年間、中長期区分は7年間の計画を作成していく。」との答弁でした。「地域住民に対してのコンセンサスは。」との問いに、「観光地エリア景観計画策定にあたり、行政の中から都市計画係及び商工観光係、地元関係者として地元町内会長及び株式会社アクティ森、株式会社アマガタ、有識者として静岡県景観形成推進アドバイザー、県担当として景観まちづくり課、袋井土木事務所等のメンバーで地域景観ミーティング等を実施する。その中で具体策について協議をし、コンセンサスをとっていきたい。」との答弁でした。「景観審議会に係る経費については。」との問いに、「景観審議会に係る経費については、建設課で予算化している。観光地エリア景観計画については、景観審議会の議題の一つとなるため、今回、報酬費等の予算は計上せず、計画作成の業務委託料のみの上程となっている。」との答弁でした。「マウンテンバイクのコース整備事業のコース整備等手数料11,500千円の内訳は。」との問いに、「事業自体がヤマハ発動機と一緒に進めていくため、ヤマハ発動機で積算したコースに係る費用を計上している。」との答弁でした。「ホームページ作成委託料の作成後の管理は。」との問いに、「今回の

マウンテンバイクパークの管理運営は、ヤマハ発動機主導で進めていくため、ホームページの修正事項等があった場合もヤマハ発動機が修正できるようヤマハ発動機による管理を想定している。」との答弁でした。「マウンテンバイク事業が順調に進めばいいが、営業利益が上がらない場合、ヤマハ発動機が撤退するのではないかと心配である。」との問いに、「ヤマハ発動機として新たなビジネスモデルを作っていこうということで、この大事業に取り組んでいる。今後はこれを全国展開、あるいは海外にまで展開して、フランチャイズの形で経営していく構想があり、森町については、直営第1号で、ヤマハ発動機として新たな事業を展開していく考えのもと取り組んでいるため、簡単に撤退することはないと考えている。」との答弁でした。「農業用施設災害復旧事業の修繕費7,000千円の内訳は。」との問いに、「袋井春野線の三島神社付近のバス停の太田川左岸より取水している睦実頭首工から50メートルのところに向天方下から流れてくる新沢川の流れが速く、農業用水のヒューム管がむき出しの状態のため、今まであった現状の形のコンクリートで、ヒューム管をカバーする工事をするための工事内容である。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で産業課の審査を終了しました。

次に、議案第54号「令和7年度森町一般会計補正予算(第5号)」に係る建設課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「スマートIC関連道路改良事業、遠州森町スマートIC車長制限解除概略検討業務委託料8,400千円について、今後の地区協議会へのスケジュール及び解除の目標年次は。」との問いに、「新東名遠州森町スマートインター地区協議会は、スマートインターを設置する際に立ち上げられたものであり、スマートIC供用開始に向けての検討及び供用開始後も継続して、定期的にフォローアップすることを目的としている。地区協議会で検討・調整する事項の中に、インターチェンジの構造及び整備方法、周辺道路の安全性、インターチェンジの管理運営

方法、利用車種の制限等があることから、今回の車長制限解除にあたり協議会を開催し、実施していく必要がある。今後、業務委託の中で、ネクスコ中日本、国、県と協議をし、改修整備の可能性及び概算費用も踏まえ、今後の方向性を判断していく。その後、協議が整えば、地区協議会を開催し、進めていくことになる。」との答弁でした。「遠州森町スマート I C 車長制限解除の関係で 5 か所の交差点を改修した場合、費用は。」との問いに、「今回の業務委託における検討結果によるが、それぞれの交差点で条件が異なるため、現段階ではお答えできないが、改良の必要がない箇所や区画線の移設だけの交差点もあると思われる。中でも、ネクスコ中日本の電気配線等が埋設されている箇所は費用がかかると思われるため、最良で経済的な方法をネクスコ中日本と協議しながら進めていきたい。」との答弁でした。「町単独河川改修事業についての工程は。」との問いに、「県の砂防工事と上流部の河川工事について、県の用地買収や補償との関係があり、県と協議しながら進めていきたい。」との答弁でした。「遠州の小京都リノベーション推進事業の森町都市公園基本設計業務委託料の内訳は。雨水の貯留施設と受け止めているが、工事費について、財源は交付金や起債等が充当できるのか。」との問いに、「今回の業務内容は、地下貯留施設の検討を行い、具体的な面積や容量を算出し、設計に反映するための業務である。財源については、緊急自然災害防止対策事業債や第 2 世代交付金などを考えており、有利な事業を検討していく。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で建設課の審査を終了しました。

次に、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」に係る住民生活課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第 55 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とし、質疑に入りました。「国県支出金返還金の返還理由等詳細な説明を。」との問いに、「マイナ保険証を利用するこ

とで高額療養費制度における上限額までの負担で済むという文言を限度額認定証の用紙に印字をするシステム改修を当初考えていたが、印字せずに窓口でお知らせの用紙を渡し、周知することに変更したため、その分の改修費用分が減額になった。」との答弁でした。「D X等推進していく中で、窓口対応することで手間がかえって増えるのではないか。」との問いに、「システム標準化が全国で始まるにあたり、町においても限度額認定証の文言の印字が標準化になると強制的に出てくるため、去年1年間の暫定的な対応となった。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で住民生活課に係る審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案2件の採決の結果は次のとおりです。

議案第54号、議案第55号については、いずれも出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、令和7年9月森町定例議会において、第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審査をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議 長 (中根信一郎 君) 以上で各常任委員会委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第50号「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

	討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 50 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。 日程第 2、議案第 51 号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 51 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。 日程第 3、議案第 52 号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

議 長

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 52 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

念のため申し上げます。

本議決については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定によって、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とします。なお、この特別多数議決の場合には、議長にも表決権がございますので、申し添えます。

ただいまの出席議員は、私を含め 12 人であります。また、出席議員の 3 分の 2 は 8 人以上となります。

それでは、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

12 番、西田彰君。

登壇願います。

12 番議員

(西 田 彰 君) 12 番、西田です。

議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」に

反対の立場から討論いたします。

町は残念ながら、人口減少と高齢化が進むとともに中心部の空洞化も顕著です。これからの10年、15年は忍耐の時に入っていくでしょう。今回の一般会計補正予算における藤江勝太郎家に関わる予算が本当に必要でしょうか。将来に負担となるような事業とともに、中心部の活性化が森町全域に及ぶとは思えません。周辺地区は小國神社をはじめとして、それぞれの神社仏閣が思考を凝らして観光客を呼び込んでいます。森のベーションは今後、10億、12億円を投資するのです。

では、小中児童の熱中症対策、ますます気温の上昇が危惧されている中で、体育館のエアコン設置、登下校時をどうするのか、さらに異常気象の中で、いつ起こるか予見ができない災害対策への備えなど、何をおいても財源確保と対策をすべきではありませんか。

今、日本の政治経済は憲法を無視して、かじを切っています。地方自治体が切り捨てられる可能性は十分考えられます。森町の自然を生かした政策と生き残りを模索すべきではありませんか。今一度、皆さんで考えていただきたい。このことを申し上げまして、私の反対討論といたします。

議員、行政職員の熟慮を期待し、反対討論といたします。

議長

(中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

8番、川岸和花子君。

登壇願います。

8番議員

(川岸和花子 君) 8番、川岸和花子でございます。

議案第54号「令和7年度森町一般会計補正予算(第5号)」について、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ242,041千円が追加され、合計10,823,720千円の補正予算であります。

歳出に関しまして、介護保険補助金としてグループホームたん

よりさんに地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金 7,711 千円、また新田赤松線工事に伴う森小学校の防球ネット、修景整備等整備工事 5,000 千円の追加、アクティ森敷地内にヤマハ発動機株式会社さんの協力でマウンテンバイクパーク整備事業 18,799 千円、町営住宅天宮団地隣地の公共施設災害復旧工事測量 2,200 千円追加、河川工事かじや沢改修等 33,237 千円の工事費など、そして遠州の小京都リノベーション推進事業として庵山にある遺芳塔、戦没者の慰霊と平和を祈念するため、体育館横に平和祈念碑を建立する工事 3,300 千円、旧藤江勝太郎家の隣地土地の購入等の追加 3,528 千円、都市公園地下貯留施設の検討業務 4,000 千円、まちなかの児童館の跡地利用基本設計業務委託料、整備実施設計委託料、整備企画設計委託料 24,750 千円。それから元開橋から太田川ダムまでの自然豊かな観光資源を活用するための吉川水系観光地景観計画業務設計委託料 1,100 千円、その他必要とされる補正が支出として計上されています。

歳入については、県の補助金、ふるさと応援基金の繰入金、また繰越金や性質別の町債で、大型の事業を進めていくことができます。

今後の森町の活性化につながる観光事業、まちづくり事業など、いよいよ実現化していくことに、一歩前に出る予算となっていると考えます。特にまちなかの旧児童館跡地の整備、企画、実施、そして城下地区の旧藤江勝太郎家の城下地区歴史的資源活用まちづくり事業を実施、さらにアクティ森にマウンテンバイクパークを整備すること、天方地区などとともに、森町の自然を生かした新たな観光の足がかりとなり、森町の魅力を明らかにして、遠州の小京都リノベーション計画の確実な実施に向けての予算であると感じます。

これからの着実な事業遂行と新たな森町の活性に期待いたしまして、賛成いたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

議	長	(中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 54 号を採決します。
		本案に対する第一、第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
		本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 多 数)
議	長	(中根信一郎 君) 起立多数です。
		したがって、議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。
		日程第 5、議案第 55 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)」を議題とします。
		これから討論を行います。
		まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 55 号を採決します。
		本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
		本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
		したがって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。
		日程第 6、議案第 56 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算 (第 1 号)」を議題とします。

	これから討論を行います。
	まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
	これから議案第 56 号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
	本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起 立 全 員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
	したがって、議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。
	日程第 7、議案第 57 号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。
	これから討論を行います。
	まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
	これから議案第 57 号を採決します。
	本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
	本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起 立 全 員)
議 長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
	したがって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、認定第1号「令和6年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

日程第9、認定第2号「令和6年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第10、認定第3号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 3 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 3 号は認定することに決定しました。

日程第 11、認定第 4 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 4 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 4 号は認定することに決定しました。

日程第 12、認定第 5 号「令和 6 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 5 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 5 号は認定することに決定しました。

日程第 13、認定第 6 号「令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 6 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 6 号は認定することに決定しました。

日程第 14、認定第 7 号「令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 7 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 7 号は認定することに決定しました。

日程第 15、認定第 8 号「令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 8 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 8 号は認定することに決定しました。

日程第 16、認定第 9 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 9 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 9 号は認定することに決定しました。

日程第 17、認定第 10 号「令和 6 年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 10 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、認定第 10 号は認定することに決定しました。

日程第 18、発議第 4 号「議員定数等調査特別委員会の設置について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) お諮りします。

本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから発議第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩とします。

(午前 10 時 33 分 ～ 午前 10 時 45 分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議員定数等調査特別委員会が設置されましたので、「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を日程に追加し、日程の順序を変更して、追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1 として、議題とすることについて採決します。

お諮りします。

ここで、「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を日程に追加し、日程の順序を変更して、追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1 として議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員

長の指名」を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定しました。

追加議事日程第4号の追加1の第1、「議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員並びに委員長及び副委員長は、配付しました名簿のとおり指名することに決定しました。

日程第19、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはサイドブックス掲載のとおり決定しました。

日程第20、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

議 長

（ 「異議なし」という者多数 ）

（ 中根信一郎 君 ）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第 21、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

議 長

（ 「異議なし」という者多数 ）

（ 中根信一郎 君 ）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 22、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

議 長

（ 「異議なし」という者多数 ）

（ 中根信一郎 君 ）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時50分 ～ 午前10時51分 休憩)

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

町長から議案第58号が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第4号の追加2の第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

議案第58号を日程に追加し、第4号の追加2の第1として議題とすることに決定しました。

追加議事日程第4号の追加2の第1、議案第58号「令和7年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第58号「令和7年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,037千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,919,757千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、脱炭素化推進事業の限度額の変更を行うもので、森中学校ランチルームの照明機器の修繕によるLED化の財源として増額するものでございます。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 2,000 千円の減額につきましては、物価高騰対策に伴う社会福祉施設省エネ機器導入支援補助金の減額でございまして、社会福祉施設に導入意向を確認した結果、見込まれる執行残を森町省エネ家電買替購入費補助金の財源に振り替えたいため、減額するものでございます。

6 目、物価高騰対応重点支援給付金事業費 70,777 千円につきましては、令和 6 年度に物価高騰対策として実施した定額減税及び調整給付金において、不足が生じた人に対して、不足額給付として給付金を支給するもので、補正予算（第 4 号）によりお認めいただいたシステム改修を実施し、対象者を抽出した結果、対象者数及び給付額が判明いたしましたので、給付に必要な事務費と給付金を計上するものでございます。

9・10 ページ、4 款 1 項 4 目、生活環境費 5,000 千円につきましては、本年度当初予算及び補正予算（第 2 号）に計上いたしました森町省エネ家電買替購入費補助金について、6 月 2 日からの補助金交付申請の受付以降、多くの町民に御利用いただき、10 月上旬で現予算を全て執行する見込みとなっております。本制度は当初、12 月末購入分までを補助金対象と町民に周知していたことから、予算の制限により前倒しして事業を終了することに伴い、補助金の終了の周知期間を設けて対応図るため、さらなる補助金の追加をお願いするものでございます。

10 款 3 項 1 目、学校管理費 1,760 千円につきましては、森中学校ランチルームにおいて、照明器具の不具合に伴い、ランチルーム内の照明を長時間利用できない状態となっていることから、早急に照明器具を取り替えて対応し、あわせて LED 化を図るものでございます。

11 款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費 8,000 千円につきましては、台風 15 号に伴う豪雨による頭首工における水路破損や護岸洗掘、農道の路肩崩落や道路陥没への対応及び今後見込まれる災害に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

3 目、治山施設災害復旧費 3,000 千円につきましては、今後見込まれる災害対応のため、追加をお願いするものでございます。

2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費 9,500 千円につきましては、台風 15 号に伴う豪雨による河川の護岸崩壊を復旧するための修繕費及び町道への土砂流出、崩土、倒木除去、排水路の計測、河川の土砂堆積撤去等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金 73,036 千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業費における事務費及び給付金分の計上と推奨事業メニュー分の社会福祉施設省エネ機器導入支援補助金 200 万円及び補正予算（第 4 号）において、システム改修費の財源として計上した 204 万 1,000 円を減額し、減額分を省エネ家電補助金の財源として計上するものでございます。

20 款 1 項 1 目、繰越金 21,501 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

22 款 1 項 8 目、教育債 1,500 千円につきましては、森中学校ランチルームの照明 LED 化の財源としての脱炭素化推進事業債でございます。

以上が、「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）」の内容でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） ここでしばらく休憩します。

（ 午前 11 時 00 分 ～ 午前 11 時 15 分 休憩 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで財政課長より発言を求められていますので、これを許します。

財政課長。

財政課長

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

議長よりお許しいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど上程されました議案第 58 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）」でございますが、事項別明細書の 5・6 ページ、歳入の部分になりますが、22 款町債、1 項町債、8 目教育債、説明欄のところ、5 番で脱炭素化推進事業とありますが、正しくは脱炭素化推進事業債ということで「債」が欠落しておりましたので、修正させていただきたいと思います。申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

議長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐藤明孝 君 ）7 番、佐藤です。

3 点ほどお願いいたします。

まず 1 点目です。事項別明細の 7・8 ページ、3 款 1 項 5 目、定額減税等による補正となります。これにつきましては、先ほどの議運の際に、システム改修により対象者が判明した、それによって人数が 2,328 人という形で説明を受けております。これにつきましては、どのような背景によって、これだけの人数が出たのかということと、世帯数に直すと、どのぐらいの世帯が該当となるのか、その 2 点をまずお願いします。

引き続いて 9・10 ページ、4 款 1 項 4 目になります。ここの住民生活課における物価高騰対策重点事業の中で、森町省エネ家電購入の 5,000 千円でございます。これにつきましては、先に可決されております予算で、これが 10 月下旬をもって予算執行が終了となる見込みと。そのため 5,000 千円の補正という形で計上されております。これにつきましては、仮に 10 月で先の予算がいっぱいになった場合につきましては、残り 11 月、12 月と 2 か月ございます。この 2 か月の間でこの 5,000 千円で賄うことができるのかどうか、という点をお願いいたします。

議 長
福祉課長

そして３点目でございます。

３点目は、同じく９・１０ページの１１款１項１目です。ここに農業用施設災害復旧事業ということで、８,０００千円の工事費が計上されてございます。これにつきまして、先の台風１０号による破損箇所という説明を受けました。これについては、対象箇所がどのくらいあったのかというところを改めてお聞きしたい。そして、主に工事内容はどういったものを予定されているのか、この点をお聞きしたいと思います。以上です。

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

佐藤明孝議員の不足額給付に関する対象者数は、世帯数ということで、そちらについてお答えを申し上げます。

まず、対象ですけれども、令和７年１月１日現在で、森町の住民基本台帳に記載されている納税義務者のうち、全員協議会で説明申し上げました不足額給付Ⅰ、令和６年度の実績に基づく調整給付所要額と令和６年度分の推計所得額を用いて算出した当初調整給付額に差額が生じた人が１,９７８人で、金額が５,４５２万円となっております。それと不足額給付Ⅱの対象者ということで、制度上、本人としても扶養親族としても定額減税対象外である人で、所得税及び個人住民税所得割ともに、定額減税前税額がゼロ、税制度上、扶養親族から外れてしまう人、低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人のいずれの要件を満たす者、その他自己申告とした者として３５０人見込みで、金額が１,４００万円で予算計上をさせていただいております。こちらの人数についてですけれども、対象者の中身見てみますと、令和６年度に退職、もしくは会社を辞められた人が多いという印象がありますので、会社等を辞められたことで、所得が減少したことによって、対象になる人がこれだけ出てきているということであり、ます。世帯数の関係ですけれども、今回の抽出に関しましては、対象者ということで把握しておりますので、世帯数については現

議 長
住民生活
課 長

在把握はしていないという状況となっております。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

（ 森下友幸 君 ） 住民生活課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

4 款 1 項 4 目 0003 物価高騰対策対応重点支援事業、森町省エネ家電買替購入費補助金 5,000 千円の追加をお願いしているものです。

6 月に当初予算の 10,000 千円を 2,000 万円に増額していただいた。その後、今回 5,000 千円を追加して、当初の申請対象の 12 月まで賄えるのかという御質問でした。

この補助金の概要を簡単に説明させていただきますと、省エネ家電に買い替えた費用の 3 分の 1、上限を 5 万円補助するものとして、補助の対象としまして、対象購入期間が 4 月 15 日から 12 月 31 日までで、それで、申請期間は 6 月 2 日から翌年 1 月 30 日までということになっておりました。6 月補正の際には、予算の増額をお願いした際には、その当時の申請のペースでいくと、10 月下旬頃まで持つのではないかというお話をさせていただきました。実際の受付を進めていきますと、7 月、8 月と、若干申請数は落ちてきたわけですが、また 9 月に入りまして、また勢いを戻しまして、また段々増えてきているということで、6 月議会の時にお話した 10 月下旬ではなくて、10 月上旬には予算を消化してしまう勢いになっております。今回 5,000 千円を追加で認めていただけたら、今のペースが続きましたら、11 月の中旬ぐらいまでは予算がもつのではないかなと思います。しかし、こればかりは役場でコントロールできないものですから、5,000 千円を用意しまして、住民の皆さんがこの補助制度をまだ使われてない方が、幅広く使う機会を確保したいと考えて、この 5,000 千円を追加をお願いしているものです。以上です。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

佐藤議員の3問目の御質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

9・10 ページ、11 款 1 項 1 目、農業施設災害復旧費 0001 農業用災害復旧事業、崩土除去等手数料 8,000 千円の御質問でございます。

お手元に参考資料といたしまして、令和7年度森町一般会計補正予算（第6号）参考資料が行っていると思いますので、そちらも御覧いただければと思います。

今回、この8,000千円の補正でございますが、箇所につきましては5か所ございます。

1点目といたしまして、問詰の吉川頭首工でございます。問詰のアクティ森の南西に位置します吉川頭首工の水路の破損でございますが、土砂吐きゲートの上を大量の水が流れたことによって、下流水路の左岸の擁壁が倒れたため、擁壁13メートルを復旧するものでございます。

それから2番目の薄場でございます。薄場の陽向院の北側にある大井頭首工の右岸の護岸が洗掘されたため、裏込め材を充填としてコンクリート工で復旧するものでございます。

それから3番目の大上でございます。大上に大池というため池がございますけども、大池から用水を取水する箇所の下流の排水路が池からの排水と山からの流れ出る水によりまして、排水機能を超えた水量となったため、排水路の柵板が壊れたため、柵板の補修、それから周りの土も流されてしまったため、そちらを元の状態に戻す手数料でございます。

それから4番目の天宮でございます。こちらは天宮の農道龍馬ヶ谷線の起点から30メートルほど上に行ったところでございますが、山からの水が排水路では受け切れず、農道の亀裂部分の路盤に水が染み込みまして、道路に陥没ができてしまいました。陥没ができて、上からの雨水がたくさんあるものですから、道の途中に横断管を設置しまして、一部対応したいと、それからコンク

リート舗装をするものでございます。

それから5番の橋でございます。橋の大洞院から800メートルほど上橋の方に行った農道向山線がございます。沢から出てくる水量が既設のヒューム管の排水能力を上回りまして、農道に水が流れ、路面排水及び路肩に流れ、路肩崩落が起こったため、路肩の普及と既設のヒューム管から開^{きよ}渠のU字溝に変更するものでございます。

また、災害復旧費ということで、当初予算で5,000千円をお認めいただいております。対応済み及び予定箇所12か所で325万円、今回の台風15号による対応箇所5か所分で709万円、合計といたしまして1,034万円の復旧費が必要となっております。当初予算が5,000千円ですので、不足が534万円となります。また、今後見込まれる災害に対応する費用として、300万円ということで、今回8,000千円の追加の補正をお願いしているものでございます。以上です。

議 長
7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 福祉課と産業課の御説明はこれでよく分かりました。

住民生活課の御答弁の中で、要は5,000千円で残り2か月、12月までと仮定した場合について、その5,000千円で持つかどうかの御答弁がまだなかったと思いますので、その点だけお願いします。

議 長
住民生活
課 長

(中根信一郎 君) 住民生活課長。

(森下友幸 君) 住民生活課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

先ほどの質問で、11月、12月、5,000千円で賄えるかという御質問でしたが、明言をせず、申し訳ありませんでした。5,000千円の追加で、11月の途中までは賄える見込みですが、12月の申請については、受付できないような状況となっています。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

7 番議員

(佐藤明孝 君) 分かりました。

そしたら、また補正を組まれるのか、もしもあれだったら、この時点でもう少し金額を多めに補正を組まれても良かったのではないのかなと感じましたけれども、11 月中旬でこの 5,000 千円が使い切ってしまうという予測が立てられるということです、やはりもう少し弾力のある補正計上なりを考えていただければと思います、11 月中旬頃で終わってしまった場合に、さらに補正を組まれるのかその点だけお願いいたします。

議 長
住民生活
課 長

(中根信一郎 君) 住民生活課長。

(森下友幸 君) 住民生活課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

前提としまして御説明しておきますが、省エネ家電買替購入費補助金制度であります、要綱に予算の範囲内において補助金を交付するという事で、当初 10,000 千円の計上させていただいて、その時には予算に達した段階で、受付を終了すると考えておりました。しかし 6 月 2 日に申請を始めた時に、大変申請の数が多くて、その 10,000 千円では実際に皆さんがエアコンだとか、冷蔵庫だとか、買替を希望したい、夏季まで持たないのではないかなということで、予算額が倍となる 2,000 万円で増額変更を認めていただいたところですが、その状況で、また 9 月に入ってからだといふ申請が伸びてきまして、このままでは 6 月の時にお伝えしたように、10 月下旬までもつといった話が 10 月上旬に終わってしまうということになってしまいそうですから、その分、5,000 千円を追加補正して、手当したいということで、お願いしたものであります。ですので、初めに言いましたように、予算の範囲内において補助金を交付するということになっておりますので、その範囲内で、予算の増額をお願いしているところです。それから、またこの補助事業につきましては、財源として国の交付金を充てております。ですので、その交付金の範囲内で予算計上を考えているということがありまして、その予算規模に制限があるというこ

とについては御承知していただきたいと思います。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま、住民生活課長から答弁をいたしました。少し補足をさせていただきます。

課長からの答弁でもありましたように、この省エネ家電買替購入費の補助制度につきましては、令和7年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューというところで財源を充てております。ですので、当初10,000千円で計上し、大変多くのを御利用いただいているということで10,000千円を追加し、現在2,000万円という予算の中で執行しております。

今回の補正につきましては、今の状況でいきますと、10月上旬で現予算を執行、終了してしまうという見込みであるため、当初この事業といたしましては、12月末購入分までを補助対象としますということを周知させていただいております。その中でも、当然予算の範囲においてということもお知らせをしておりますけれども、12月末までということで周知をしていたものについて、10月上旬といいますと、そろそろ限度額に達しますという周知を行う期間が十分に確保できないということで、今回、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業のうち、他の執行残が見込まれるものの減額をすることで、財源を生み出して5,000千円をこちらにさらに追加をし、期間を周知しながら事業を進めていくということで、計上させていただいたものです。ですので、更なる追加というものは、現状では考えておりません。

この補正予算を組むにしても、補正予算をお願いするタイミングというものがございますので、次の議会となりますと、12月定例会となりますので、それまでの間、今回、最終日でのお願いということになりましたけれども、この機会を捉えて、補正予算をお願いしているものでございますので、そのように御理解いただければと思います

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

8 番議員

8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 川岸です。

同じところですけど、7・8 ページの3 款1 項1 目の社会福祉総務費、社会福祉施設省エネ機器導入支援補助金 2,000 千円の執行残の部分、マイナスということですが、こちらは当初で 10,000 千円、今現在 9 月時点で、これを執行残と認めていいものなのか、申請とかがないのか、この 2,000 千円のマイナスが出たその内容についてお伺いします。

そして、その次の 9・10 ページの省エネ家電 5,000 千円に振り当てたということですけども、今町長から御説明があったように物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニュー 4 号ということですけども、そこをそう替えますみたいにコロッと変えられるものなのかということと、こちらの財源を見ると、国からは 4,041 千円ということで、一般財源から 959 千円、この内容の説明もお願いします。

議 長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

川岸議員の御質問のマイナスの理由等々についてお答えさせていただきますと思います。

まず、社会福祉施設省エネ機器導入支援補助金についてですけども、物価高騰が続いていることで介護施設及び障害福祉施設の運営に大きな影響が出ていることから、町では国の重点支援交付金を活用しまして、省エネ機器を導入する社会施設に対して令和 6 年度より補助金を交付するようにいたしております。補助対象事業者数については、令和 7 年度、事務事業者が運営する介護 21 事業所、障害 7 事業者が対象となっております。対象経費といたしましては購入費や設置費、運搬費とおります。なお、5 万円以上のものを対象とさせていただいております。対象の機器等につきましては、エアコンや照明機器などが対象となっているところです。補助金額については、100 万円を上限に対象経費の 5 分の

4を補助するもので、要件といたしましては、省エネ基準達成率が100パーセント以上の機器を購入することになっております。こちらについて、各施設のところに導入意向を確認させていただきまして、700万円程度となることから、今回2,000千円の減額をするものとなっております。こちらについては、4月に対象施設に社会福祉施設省エネ機器導入新補助金の事業についての案内通知を出しております。申請の提出期限につきましては、令和8年1月30日となっておりますので、現段階ではまだ申請の提出はございません。ですが、聞き取り調査の結果、特にエアコン等の購入を考えている施設が多いので、そちらから申請が期限までには上がってくるとなっています。先ほどの700万円程度ということで御説明さしていただきました。今回の減額が2,000千円ということで、少し余裕を見て、計上させていただいているという状況です。以上です。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

ただいまの川岸議員の2点目の御質問にお答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額した事業について、ほかに振り分けることができるということ、それと省エネ家電買替購入費補助金の一般財源になります959千円の取扱いについてどうかということかと思います。

省エネ家電買替購入費補助金の増額した分の残り959千円、現状は一般財源の持ち出しということで整理をしておりますが、今年度、重点支援交付金を活用した事業がいくつかございまして、執行状況により残った分を他の事業に活用することができるということでございます。ですので、こちらにつきましては、一般財源の持ち出しが少なくなるように執行状況を見極めて充当していきたいと考えております。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 川岸です。

省エネ家電買替購入費補助金は大変人気があるということで、町民の皆様に非常に役に立っているということがよく分かりました。

次の質問に行きます。

7・8ページですけれども、物価高騰重点支援給付金不足額給付事業費ということで、思っていたよりたくさんの方が該当するということと給付額もそこそこ大きな金額になるかなと思うのですけれども、先ほど課長の御説明で令和6年度に退職等で所得が減少したというのが大きな要因の一つだということですが、そこは所得税分のところの給付が多かったのか、またその退職等が多かったのは高齢化等に関係するのか、その辺の分析を考えておられるか、もう一度お願いします。

議 長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど減額の理由としては、令和6年度に退職した人や会社を辞められた人ということで、そういった人が多いというような印象ということで御説明をさせていただきますけれども、今回の事業自体が令和5年度分の所得に関して、それを令和6年度分として推計して行っておりますので、先ほど言った理由以外にも少し給与等が下がって、減額にならなかった等ありますし、また確定申告や年末調整の中で、扶養の付替えを付けたり、例えば住宅の借入控除をしたことによって、新たに減額の幅が大きくなって対象になるというようなこともあります。またこちらの人についての退職の分析については、福祉課では今行っていないというような状況となっております。以上となります。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 川岸でございます。

それぞれのいろいろな理由が重なったりして、複雑な理由になっているとは想像するのですけれども、これに対する事務費です

けれども、こちらは割とシステム改修も多分大変だったと思いますが、この最終日に間に合うように予算が計上されたことは良かったと思いますし、また、この会計年度任用職員がどういう事務作業が何人分とか、どういうことが必要になってくるのかという内容をお聞きします。

最後にもう1点が、9・10ページ、建設課の災害復旧費の公共土木施設災害復旧費ということで、先ほど参考資料があるという、今回15号の大きな被災があつて21件計上されておりますが、この中で大きいところ、先ほど産業課にありましたように金額が大きくなるようなところが、この部分がこういう工事だということを数点挙げていただけるとありがたいと思います。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

川岸議員の再度の御質問ですけれども、会計年度さんの内容についてということで、答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、福祉課に配属されている会計年度一人分の経費となります。現在は総務課で報酬等の支払いをしていただいておりますけれども、不足額給付の事務作業が本格化するということで、不足額給付に伴う事業費として予算計上させていただきました。期間としては、9月から12月分を予算計上しているもので、こちらについては、新たに会計年度任用職員を雇いませんけれども、内容につきましては、申請の受付やデータの入力等々を行ってもらう予定としております。以上です。

議 長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ）建設課長。

（ 緩 鹿 英 文 君 ）建設課長です。

川岸議員の2問目の御質問にお答えします。

今回の台風15号による災害としましては、参考資料をお配りさせていただいておりますとおり21件という中で、道路分が12か所、河川分が9か所ということになります。その中の大きいものとしては、番号で言うと15番、問詰地内の寺沢というところ、

太田川から問詰地内柳沢橋を渡りました上流のところで、護岸が崩れているというところになります。その護岸が崩れているというところで、ここについては構造物も含めた修繕が必要になるというところが一点、今 100 万円ぐらいの想定をしているということになります。

続いて、3 番です。手数料としまして大洞院川の護岸洗掘ということでございます。ここにつきましては、以前、公共災害によって復旧をしてきました大洞院川の護岸、その部分の復旧したところの上流側のところで、新たに洗掘ということで被害が出ているということで報告をいただきまして、その復旧費用、手数料として、その部分が 200 万円ほど計上させていただいております。

もう 1 点、18 番の新沢川の手数料、河川の洗掘ということになります。ここにつきましては、今回、産業課で計上しております陸奥の頭首工からの用水の露出しているところがあるということで、その部分を復旧するということですが、そのところの新沢川のそこに落ちていくところ、コンクリートのたたき部分が今回の豪雨で流されてしまったということになります。そのところの洗掘した部分の復旧ということで、想定では 150 万円くらいを見込んでいるということで、その 3 点が大きな復旧の費用になるかと思います。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

最初に歳入で 1 点お伺いをしたいと思います。

事項別明細書の 5・6 ページの 22 款 1 項 8 目、教育債ですが、この脱炭素化推進事業債ですが、充当率は 90 パーセントでいいと思いますが、交付税算入率を教えてくださいと思います。それが 1 点です。

もう 1 点が歳出ですが、事項別明細の 9・10 ページの 11 款 2 項

1 目、建設課の公共土木の関係ですが、この 9,500 千円の内訳について、お伺いしたいと思います。先ほどの産業課の農業用であるとか、治山、これにつきましては箇所付けと今後に備えた予備費的なところということでセットで今回計上されていると。治山については箇所付けは特にないと思われまので、これは今後の予備に備えた計上ということだと思いますが、この建設課の公共土木施設の 9,500 千円については、この中には今後のその不足に備えての予備的な予算額というのも計上されているのかどうか、されている場合にはどの程度、予備に備えてということで計上されているという点をお聞きしたいと思います。以上です。

議 長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

事項別明細書の 5・6 ページ、22 款町債、1 項町債、8 目教育債、ここの脱炭素化推進事業債における交付税算入率の御質問でございます。

充当率につきましては、議員御案内の通り 90 パーセントでございまして、交付税算入率につきましては、30 から 50 パーセントの間において、財政力によって算出される額という形になっております。以上です。

議 長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩鹿英文 君 ） 建設課長です。

佐藤議員の 2 問目の御質問にお答えします。

今回、9,500 千円の予算要求をさせていただいておりますが、これについては、まず、先ほど言いましたとおり、道路、河川、合わせて 21 か所の被害ということで、そのうちの 1 か所が修繕費ということで挙げております。そこが 1,000 千円。残りの 20 か所について、8,500 千円ということで上げさせてもらっております。

今後の不足額についてでございますけど、今回の 9 月議会で、5 号補正で、3,000 千円を計上させてもらっております。それが今

議 長

後の豪雨等の災害に対応するための予算ということで考えておりまして、今回の9,500千円については、あくまでもこの台風15号の被害に対する手数料、対応分ということになります。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年9月森町議会定例会を閉会します。

(午前11時56分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和7年9月22日

森 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

同 上